

業 務 等 質 問 回 答 書

提出日：令和7年2月7日

発注機関名	産業労働部営業局	公 告 日	令和7年1月30日
業 務 名 業 務 箇 所 名	オーストラリアへの輸出拡大支援事業委託業務		
質 問 内 容	<p>1. 現地で開催されるイベントとは、自社で企画したBtoB向けの商談会でも認められますか。</p> <p>2. 現地でのイベントにご指定はありますか。また、その規模にご指定はありますか。</p> <p>3. 今回の事業の対象商品は、日本食限定ということによろしいですか。</p> <p>4. 加工品以外の食品（果物・野菜・鮮魚・畜産品等の生鮮品）も対象に含まれますか。</p>		

回答日：令和7年2月10日

回 答	<p>1. イベントについては、貴社で企画された商談会でも結構です。BtoB向けだけでなく、BtoCに対しても県産品の認知度向上に繋がるような工夫をしていただけますとありがたいです。</p> <p>2. イベントの指定はありません。規模の指定もありませんが、出来る限り多くの方が参加されるイベントが望ましいです。</p> <p>3. 対象商品は長野県産品のみです。 仕様書4（1）に記載のオーストラリアの有力バイヤーとの商談会にて商談が成立した商品の更なる販路拡大を狙っております。</p> <p>4. 長野県としては、加工食品以外の食品も対象になれば、県内事業者の輸出の可能性が広がるためありがたいですが、オーストラリアの輸入規制、及びバイヤー様の御意向等によるかと存じますので、貴社でご判断ください。</p>		
-----	--	--	--